

令和4年10月11日

西支部会員各位

大阪府宅地建物取引業協会西支部

支部長 太田 佳男

研修委員長 井神 寿

## 令和4年度 第2回不動産業務研修会 開始のお知らせ

中秋の候、会員の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

**10月10日より、第2回不動産業務研修会が開始いたしました。**

不動産業務研修会は宅建業法に基づく受講義務のある法定研修です。

業務繁多の折ではございますが、受講期間は1ヶ月ございますので期間内に必ず受講していただくようお願い申し上げます。

受講履歴は大阪府宅地建物取引業協会西支部ホームページに記載されます。

※会場での対面式研修会ではなく全3回ともWeb研修形式での研修になります。

**受講可能期間: 10月10日(月)0:00～11月11日(金)23:59**

終了間際は回線が混み合うこともございますのでお早めのご受講をお勧めいたします。

必ず、大阪宅建協会HPの会員ページよりログインして、研修会のページから受講してください。ログインができない場合やパスワード等がご不明な場合は、

**西支部:06-6532-0023** までお問い合わせください。

☆ネットでの受講ができない場合は、11月4日(金)に宅建協会本部にて開催される研修動画上映会で受講可能です。定員は50名ですのでお早めにお申し込みください。

参加のお申込みは添付(3枚目)の研修動画上映会申込書をFAXしてください。

**FAX宛先:06-6532-6360**



# 令和4年度 第2回 不動産業務研修会

この研修会は会員の更なる資質向上のために行う、大阪宅建協会研修規程に定められた受講義務のある実務研修会です。

## 研修会形式：Web研修（Web動画配信による研修会）【全体約102分】

**第1部** LGBTって、なに？  
～宅建業者として知っておくべきこと～  
(約42分)

### 【研修の目的】

LGBTを例とした性的マイノリティを取り巻く社会環境は大きく変化しており、国・自治体のみならず企業においても支援の取組みが増加しています。宅地建物取引においても適切な対応が求められるため、ケーススタディや大阪府の条例を取り上げ、事業者として果たすべき責務について解説します。

- ①「LGBT」って、なに？
  - ・LGBTとは
  - ・LGBTを取り巻く社会環境
- ②性的マイノリティに対する理解・支援が進んでいます！
  - ・国、自治体、企業等の施策
- ③ケーススタディで学ぶLGBTのお客様との対応について
  - ・宅地建物取引における事例解説
- ④宅地建物取引業者の皆様に、ご理解・ご協力をお願いいたします！
  - ・大阪府条例、最近の人権問題事象、宅地建物取引業人権推進員養成講座について

**第2部** 不動産広告の表示規約改正と最近の違反事例・相談事例について  
(約60分)

### 【研修の目的】

「不動産の表示に関する公正競争規約（表示規約）」及び「表示規約施行規則」が令和4年9月1日に改正施行されたことに伴い、不動産広告の表示事項に追加・変更が行われた点について、過去の違反事例・相談事例を交えながら解説します。

- ①不動産の表示に関する公正競争規約・同施行規則の改正について
  - ・追加された項目、変更された項目
- ②実際に指摘を受けた違反事例の紹介
  - ・インターネット広告における違反事例
- ③よくある相談事例
  - ・表示規約の規制を受ける範囲
  - ・所要時間計測の起点 等

全宅連のWebサイトより研修動画を視聴されても大阪宅建の受講履歴が付きません。必ず大阪宅建協会Webサイトよりご視聴下さい。

●動画視聴期間／令和4年10月10日(月)午前0時～11月11日(金)午後11時59分(※)

●受講方法／大阪宅建協会Webサイト(<https://www.osaka-takken.or.jp/>)の会員ページよりWeb研修サイトにログインして研修動画を視聴(確認テスト回答で受講完了)

●受講料／会員(正会員・準会員A・準会員B・会員業者にお勤めの従業者)は無料

インターネット環境のない会員・会員以外：研修動画上映会へ出席(確認テスト有)研修動画上映会申込書を所属支部にFAXして下さい。

※研修動画を視聴しないと確認テストへ進めません。(初回視聴時は早送り不可)期間を過ぎますと自動的に期間外画面になり、確認テストに回答できなくなります。

※研修期間終了間際は回線が混み合う可能性があります。

※パソコン故障やインターネット回線不具合による受講ミスのないように、余裕をもって受講完了して下さい。

※平成30年4月から、宅建業法違反会員に対する処分を審議する際に、不動産業務研修会未受講者は、処分を加重することとなりました。具体的には、過去3年間に60%以上の受講率がない場合に処分を加重します。

[主催]

(一社) 大阪府宅地建物取引業協会  
(公社) 全国宅地建物取引業保証協会大阪本部

